

長野県公安委員会告示第10号

昭和60年長野県公安委員会告示第35号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく公安委員会が別に定める地域）の一部を次のように改正します。

平成17年11月4日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

本則中「高森町 木曾福島町」を「高森町」に、「波田町」を「波田町 木曾町」に改める。

生活環境課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

ア	トナーカートリッジ	富士ゼロックス	C T350129	2個
イ	トナーカートリッジ	富士ゼロックス	C T350039	1個
ウ	トナーカートリッジ	富士ゼロックス	C T350245	62個

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成17年11月30日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成17年11月15日 午前10時00分

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月15日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成17年10月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ながの障害者スポーツパートナー

3 代表者の氏名

三宅文雄

4 主たる事務所の所在地

長野県長野市青木島町青木島乙548番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）および高齢者に対して、スポーツ・運動の振興および健康の維持・増進等に関する事業を行い、すべての人々が地域社会でスポーツ・運動活動ができる環境づくりと健康の維持・増進および障害者（児）・高齢者のスポーツ・運動の発展と普及に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年10月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 信州画像診断ネットワーク

3 代表者の氏名

角谷 眞澄

4 主たる事務所の所在地

長野県松本市中山台30番12号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民と地域で従事する医療関係者に対して、遠隔医用画像診断による支援やその活用に関する事業を行い、地域医療の質向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 松岡店

長野市松岡2-37-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御石石河原37

3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業者を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
(株)筒井商店	午前10時	午後8時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
(株)筒井商店	午前10時	午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後11時30分まで	24時間
2	午前8時30分から 午後9時まで	午前8時30分から 午後9時まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時から午後8時まで	午前5時から午後8時まで

4 変更年月日

平成18年3月3日

5 届出年月日

平成17年10月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮&業務スーパー 佐久店

佐久市大字長土呂字下蟹沢251-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)平成不動産

北佐久郡御代田町大字草越1173-137

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) 佐久ふれあい市場
(変更後) 生鮮&業務スーパー佐久店
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名	住所
(株)佐久ふれあい市場	佐々木 久 夫	佐久市大字長土呂 251-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名	住所
(株)オーシャンシステム	樋 口 毅	三条市西本成寺 2-26-57

4 変更した年月日

平成17年10月15日

5 届出年月日

平成17年10月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 佐久相生町店

佐久市岩村田字観音堂2119-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中 村 一 夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中 村 一 夫

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 野沢店

佐久市野沢字一丁田315-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
(株)はなおか	花岡正一
寺島薬局(株)	田口武

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
(株)はなおか	花岡正一
寺島薬局(株)	田口武

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 御代田店
北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 三好町店
上田市大字御所字石田607-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東部中央公園ショッピングセンター

東御市鞍掛上河原83-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
千曲薬研(株)	田中三夫
(株)55ステーション	佐藤良一
杉浦正和	—
(有)ローズ	竹内新二
(有)よしだ	吉田一昭

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
千曲薬研(株)	田中三夫
(株)55ステーション	佐藤良一
杉浦正和	—
(有)ローズ	竹内新二
(有)よしだ	吉田一昭

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 真田店

小県郡真田町大字本原614-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
前澤 安子	—

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
前澤 安子	—

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 岡谷北店

岡谷市赤羽3-7658-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 諏訪城南店
諏訪市上川2-2061ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37

- 3 変更した事項

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- 4 変更した年月日

平成17年9月1日

- 5 届出年月日

平成17年10月18日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

- 7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 諏訪湖南店
諏訪市湖南南真志野3585-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- 4 変更した年月日

平成17年9月1日

- 5 届出年月日

平成17年10月18日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

- 7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 茅野横内店
茅野市ちの字本田2622-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 富士見店
諏訪郡富士見町落合字一ノ沢10059-2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
(株)ヤナギヤ	柳沢茂
(株)55ステーション	平尾茂一
(株)ナガタ	永田滋弘
(有)ミツワ	古屋真一
植松 由浩	—
吉田 義治	—
(株)シモクラ	下倉友男
小林 貞子	—
三好種子(株)	三好種子
(有)今井書店	今井千浩

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村 一夫
(株)ヤナギヤ	柳 沢 茂
(株)55ステーション	平 尾 茂 一
(株)ナガタ	永 田 滋 弘
(有)ミツワ	古 屋 真 一
植松 由浩	—
吉田 義治	—
(株)シモクラ	下 倉 友 男
小林 貞子	—
三好種子(株)	三 好 種 子
(有)今井書店	今 井 千 浩

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 伊那竜東店
伊那市伊那部上新田2709ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中 村 一 夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中 村 一 夫

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 かなえ店
飯田市鼎下山550ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ